

(十二) 生徒の表彰に関する規定 (平成22年3月追加)

第 1 条 この規定は、学校管理規則第 43 条に基づき、本校生徒の表彰に関する事項を定めるものとする。

(1) 三ヵ年皆勤賞

在学3ヵ年を通して、無遅刻、無欠課、無欠席の者。ただし、生徒指導による懲戒を受けなかった者（厳重注意も含む）とする。

※ 六ヵ年皆勤・十二ヵ年皆勤については、卒業式において担当からの紹介程度にする。

(2) 三ヵ年成績優秀者賞

各学年において、評定平均が5.0の者。ただし、生徒指導による懲戒を受けなかった者（厳重注意も含む）とする。

(3) 特別活動賞

技能、指導力、人間性に優れ、生徒会活動や部活動、HR活動の発展に寄与し、学習成績と出席状況が良好な者。尚、学習成績と出席状況は*「推薦に関する 規程」に準ずる。

* 成績4.3 (A段階) 以上。3年間の正当な理由のない遅刻・欠課がそれぞれ年10回未満 及び欠席が5回未満である者。

** 必ずしも年々で選出させる必要はない。

*** 学校を代表する者 (原則1名)